

We Live
They Live
Our Kanagawa

きみのハッピーは、ぼくのハッピー。
Your happiness is my happiness

WAN-NYAN voice

ワンニャンヴォイス

編集・発行 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護グループ 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 TEL: 045-210-4947 FAX: 045-210-8864



かながわペットの いのち基金募集のお知らせ

神奈川県に保護された
犬や猫たちのケガや病気の
治療、人と暮らすための
しつけなどを行い、
譲渡を推進していくための
基金です。あたたかいご支援を
お願いいたします。

人と動物がともに幸せになる社会の
実現のため、ペットを飼う場合にはしつ
けを行うとともに、最期まで責任を持っ
て飼い続けることが大切です。飼い主
の皆さん、家族として迎えたペットは
ぜひ最期まで愛情をもって飼ってくだ
さるよう、お願いします。

県にはやむを得ない事情から保護さ
れる犬や猫などがいます。
その中には、ケガをしている、病気に
かかっている、あるいは、人に馴れて

いないなどの理由で、そのままでは、
譲渡につなげることが難しい犬や猫も
います。

県は、こうした犬や猫たちが、新しい
飼い主さんと出会い、幸せに暮らすこと
ができるように、皆様と一緒にいのちを
守り、譲渡につなげる取組みを進めて
いきますので、ご協力をお願いします。

基金が活用される対象地域
県は、
**横浜市・川崎市・横須賀市
を除く県内地域**
の犬や猫などの保護を行っています。
「かながわペットのいのち
基金」は県が保護した犬や猫な
どの譲渡に向けた取組みに活用
されます。



神奈川県動物保護センターで保護した犬猫の殺処分ゼロを継続しています。

犬:2013(平成25)年度～ 猫:2014(平成26)年度～ (平成30年3月31日現在)

「かながわペットのいのち基金」は 保護された犬や猫たちの譲渡推進に活用されます

これまで、県が保護した犬や猫などの治療、しつけ、訓練などは、ボランティアの方々が大変な苦勞をしながら実施し、その結果、保護された犬や猫の譲渡に結びついてきました。今後は、このような犬や猫たちのいのちを救いたいと考える皆様から寄附を募り、その思いを犬や猫たちのいのちを守る取組みにしっかりとつなげていきます。そして、一頭でも多く新しい飼い主さんと出会える犬や猫たちを増やしていきます。

ケガや病気の治療

保護された犬や猫たちは病気にかかっていたりケガをしていることが少なくありません。皆様からいただいた寄附を活用して、骨折や皮膚病等の治療を行い、譲渡につなげていきます。



しつけや馴化

保護された中には、人に不信感を持っていたり、きちんとしつけられていない犬や猫たちもいます。皆様からいただいた寄附を活用し、しつけや馴化(人に馴れさせること)などを行い、譲渡につなげていきます。



寄附方法

皆様からのあたたかいご支援により、県に保護された犬や猫たちが新しい飼い主さんに出会えるチャンスが増え、幸せになる基金です。ご寄附をよろしくお願いいたします。



かながわ
ペットのいのち基金



<p>ふるさと納税</p> <p>ふるさとチョイス(インターネット利用) 電話申込</p> <p>クレジットカード ☎045-210-4947</p> <p>納付書 神奈川県健康医療局</p> <p>ページー 生活衛生部生活衛生課</p> <p>携帯キャリア(au/docomo)</p> <p>コンビニ払い</p> <p>郵便振替</p>		<p>お申込なしでの口座振込 <small>※振込手数料がかかります</small></p> <p>横浜銀行</p> <p>○県庁支店:普通預金 ○口座番号:6062490 ○口座名義:かながわペットのいのち基金 ○カナガワペットノイノチキケン</p> <p>ゆうちょ銀行</p> <p>●他金融機関からの振込 →普通預金:098-1822078 ●ゆうちょ銀行からの送金 →記号10990 番号:18220781 ○口座名義:かながわペットのいのち基金 ○カナガワペットノイノチキケン</p>	<p>募金箱</p> <p>神奈川県庁の本庁舎入口、動物保護センター、保健福祉事務所等に設置</p> <p>設置場所等のお問い合わせ</p> <p>☎045-210-4947 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課</p>	<p>ブックキフ</p> <p>ご不要になった</p> <p>本 CD DVD ゲーム</p> <p>をご提供いただき、その売却代金を寄附する仕組みです。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。</p> <p>かながわブックキフ <input type="button" value="検索"/></p>	<p>遺贈による寄附</p> <p>遺言書やご遺族の意思によって遺産をご寄附いただけます。まずは、弁護士・税理士・信託銀行、またはお近くの公証役場にご相談されることをお勧めしています。</p>
← 寄附金控除対象		寄附金控除対象外 →			